



新潟県弁護士会 行政連携のお品書き お申込書

新潟県弁護士会 行政連携窓口 行 FAX送信先:025-223-2269

太線の枠内をご記入ください。ご相談内容の番号欄には裏面の対象分野の番号をご記入ください。
ご相談内容につきましては、適宜、別紙を追加していただいてもかまいません。

本お申込書は新潟県弁護士会にて保管いたします。
当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のため、必要な範囲で個人に関する情報を記載していただきます。
上記目的以外には、個人情報を利用しません。

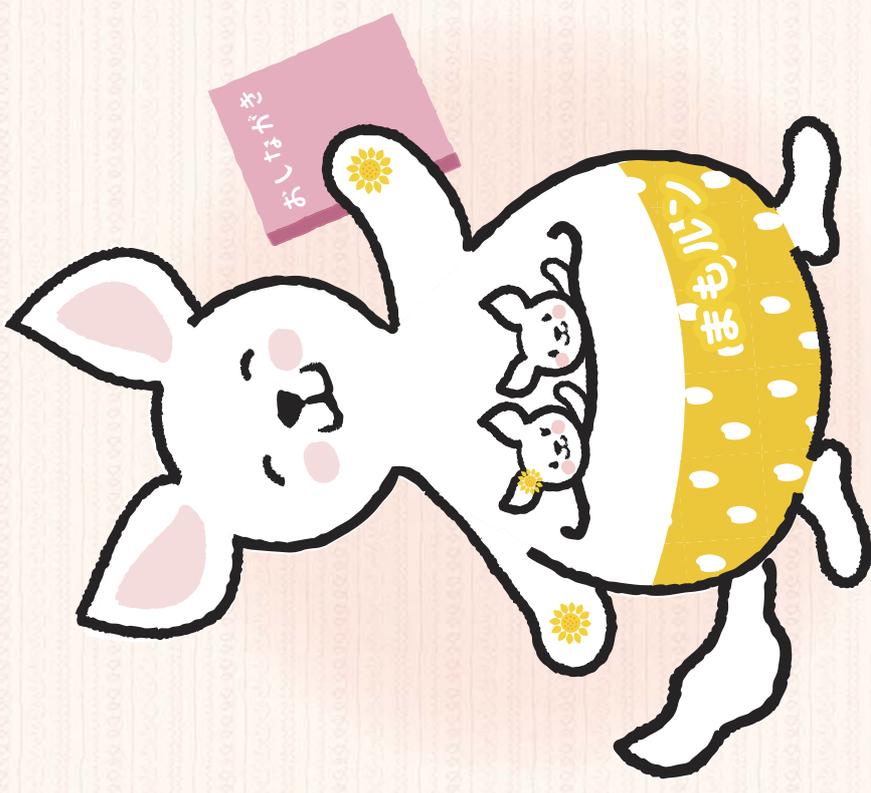
お 申 込 日	平 成	年	月	日	受付番号
〒					
ご住所					
組織 お名前					
代表者 お名前	フリガナ				
担当部署 お名前					
担当者 お名前	フリガナ				
お電話番号 ())	-				
F A X ())	-				
E - mail					
番 号					
ご 相 談 内 容	ご相談・ご依頼の概要 (できるだけ具体的に記入してください。なお、必ずしもご希望に沿うことができない場合もございますので、あらかじめご了承ください)				

電話によるお問い合わせはこちら

連携専用ホットダイヤル

025-222-1616
(1010)

行政連携のお品書き



あなたをまもる、かんがえる。

新潟県弁護士会

Niigata Bar Association

行政連携のお品書き

費用は、内容により異なります。無料・低額のサービスも多数ございますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

対象分野	細目	種別	内容的	体的	内容	担当委員会
1	全分野	弁護士推薦	自治体の懇話会・委員会の公益的立場の委員などを推薦し、派遣します。適任者を推薦するため、弁護士会の関係委員会に意見を求める等の工夫をしています。			外部委員等推薦委員会
		講師派遣	自治体の主催する市民向け講演の講師に精通弁護士を推薦し、派遣します。			各関連委員会
		法律相談、法律相談所の設置	自治体が生産する法律相談業務を委託し、法律相談業務に弁護士を派遣します。自治体に新潟県弁護士会の法律相談所を設置します。弁護士会の法律相談センターで無料法律相談を受けることができるチケットを市民に発行する形式での委託もしています。			法律相談センター運営委員会 業務運営委員会
4	法教育		各種学校での出前授業を行っています。児童、生徒を対象とするほか、PTAや各教団研究会への出前授業も行っていきます。授業の内容は、法制度の内容のほか、消費者教育、キャリア教育、いじめ防止等、可能な限りご要望に応じます。年に1度、ジュニアアウォードを実施しています。			学校へ行こう委員会
			憲法改正問題等に関して市民が自主的に開催する学習会に講師を派遣します。			憲法改正問題特別委員会
5	憲法問題		市民に対し、民法（債権法）改正についての講演、研修を行います。自治体職員向けに研修会を実施することも可能です。			民法問題特別委員会
			市民に対し、裁判官裁判等の刑事手続の内容や、取調べの可視化等について講義を実施します。			刑事弁護委員会
6	子ども・家庭		子どもや家庭に関する市民講座に講師を派遣します。			
			無料電話相談 電話無料相談である「子どもや家庭」を実施しています（0120-66-6310毎月、木16:00～19:00）。 学校生活の悩みごと、家庭での悩みごと、犯罪被害など子どもに関する悩みごとについて、子どもの問題に詳しく弁護士が無料相談に応じます。 相談は子ども本人、親や家族、子どもの関係者のいずれからでも可能です。			子どもの権利委員会
10	消費者		消費者行政に従事する行政職員・消費生活相談員を対象とした研修や、市民向けの消費者講座等に、講師として弁護士を派遣します。			
			消費者問題、多重債務に関する法律相談会に弁護士を派遣します。			消費者保護委員会
11	消費者		消費者問題に関する協議会等に弁護士を派遣します。			
			消費生活相談窓口が受け付けた相談について、相談員に助言する弁護士を派遣します。			
12	アドバイザー派遣		中小企業向けの法務・経営・財務に関する法律相談、弁護士紹介を実施します。			
			中小企業向けの法務・経営・財務に関する法律相談、弁護士紹介を実施します。			
13	法律相談、弁護士紹介、弁護士派遣		クレーム対応、労務管理、事業承継、相続、経営者保証ガイドライン、特定調停スキーム等、中小企業向けの講座、研修会のための講師（中小企業支援に精通した弁護士）を派遣します。 研修会直後にその場で無料法律相談も企画します。 債権回収や下請いじめへの対応、契約書の作成、コンプライアンス対応を初め中小企業の抱える悩みに向き合います。			
			中小企業の方々に初回相談が30分無料となるサービスを行っています。「日弁連 ひまわりほっとダイヤル」(0570-001-240)。			
14	労働問題		労働問題に関する法律相談や弁護士紹介をします。労働問題に関する講座、研修会のための講師を派遣します。 また、労働者側の皆様からの法律相談（解雇、雇止め、労働災害、セクハラ・パワハラ・アカハラ、賞金など）については、初回無料でっております。			
			犯罪被害者等基本法に基づき施策の推進のためには市民の理解が必要であるところ、犯罪被害者支援に関する市民講座等への講師を派遣します。犯罪被害者支援対策委員会			
15	犯罪被害者支援		自殺対策、男女平等参画、セクハラ問題、DV問題などの対策、生存権の擁護（生活保護問題、貧困問題等）、外国人の権利擁護、人権啓発等に関し、会派、委員会、シンポジウム等に弁護士を委員等として推薦、派遣します。 これらの事項に関して、総合相談会、「女性の権利110番」、「外国人の権利110番」等を開催し、市民からの法律相談を受け付けます。 また、労働者側の皆様からの法律相談（解雇、雇止め、労働災害、セクハラ・パワハラ・アカハラ、賞金など）については、初回無料でっております。 これらの事項に関する政策の提案もします。			人権擁護委員会
			これらの事項の対応、推進に関しては、行政、福祉機関、弁護士を始めとすれば一つだけ対応は困難であり、相互の連携が不可欠です。そのため、弁護士会においては、H R P（ヒューマンライティングプロジェクト）の名称で、行政及び関係機関との相互の連携を深めるため、総合相談会・委員会への委員等の推薦、講師派遣、連携強化のための政策提言などを行っています。			
16	成人後見人等候補者推薦		成年後見制度の申立て（市町村長申立て等）に際し、成年後見人等の候補者として、当会の弁護士を推薦します。			
			成年後見制度、高齢者・障がい者虐待等の高齢者・障がい者問題に関する講演等に当会の弁護士を講師として派遣します。			高齢者・障がい者の権利に関する委員会
17	高齢者・障がい者		高齢者虐待対応、専門チーム派遣			
			市民後見人養成・法人後見員士上げ協力			
18	未成年後見		自治体が親のいない子どもを養育した場合、未成年後見の申立て等の法的手段について、援助、協力を行います。			
			いじめ、体罰等により重大な事故が起こった場合に自治体又は教育委員会内で設置される第三者委員会へ弁護士を派遣します。 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査委員会の弁護士を派遣を行うとともに、その他いじめ問題への取り組みについても連携をします。			
19	学校問題、いじめ問題		児童虐待に関する要保護児童連絡対策協議会の代表者会議、業務者会議、個別ケース検討会議に法律と子どもと人間の専門職として、弁護士を派遣します。 虐待等の理由、自治体職員等が対象とする研究会又は自治体等が主催する子どもや家庭に関する市民講座へ講師を派遣します。 非行のあった少年の就労先の開拓・就労援助について、雇用主会等の団体と連携します。			子どもの権利委員会
			民事介入暴力、行政対象暴力などの不当要求等に関する講演、研修会等の講師を派遣します。 民事介入暴力、行政対象暴力などの不当要求等に関する法律相談を行います。			民事介入暴力被害者救済センター運営委員会
20	被害者支援		各種行政対象ケース（フレーム対応）に関する研修会、勉強会への講師派遣を行います。また、具体的案件について、相談等の個別支援を行います。			業務委員会
			犯罪被害者基本法に基づき、地方公共団体に対しては、以下の1～6のような基本的施策を講ずべきとされており、これら政策立案にあたり、情報提供及び助言を行います。 ※1. 相談及び情報の提供、2. 被害届の請求についての援助、3. 給付金の支給に係る制度の充実等、4. 保釈医療サービス・福祉サービス等の提供、5. 犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保、6. 居住・雇用の安定、7. 刑事手続に関する手帳への参加の機会を拡充するための制度の整備			犯罪被害者支援対策委員会
21	広報支援		市民に対する広報記事の問題がないか、チェックします。人権擁護に関するコラム等の作成をします。			人権擁護委員会
			被災者支援として、被災者を対象とする法律相談を実施します。支援者を対象とする研修、講義等に講師を派遣します。 自治体、団体との間で、災害時における対応について協議し、応援協定を締結します。			総務委員会
22	災害支援、復興支援		債権回収を担当する職員向けの研修会、勉強会に講師を派遣します。実際の案件について個別相談を行います。必要に応じて債権回収業務を委任する弁護士を紹介します。			業務委員会
			研修会の開催、債権管理回収の支援			